第１６８０回島根県教育委員会会議　会議録

日時	令和８年９月７日
自	13時30分
至	16時10分
場所	教育委員室

Ⅰ　議題の件名及び審議の結果

－公　開－

（議決事項）

第11号　令和９年度県立高等学校の入学定員について（学校企画課）

第12号　令和８年度教育委員会の点検・評価報告書について（総務課）

第13号　令和９年度島根県公立学校教育職員人事異動方針等について（学校企画課）

――――――――――――――以上原案のとおり議決

（報告事項）

第34号　令和８年度９月補正予算案（９月９日上程分）の概要について（総務課）

第35号　県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について（総務課）

第36号　こども性暴力防止法施行への対応について（学校企画課）

第37号　令和９年度島根県公立高等学校入学者選抜について（学校教育課）

第38号　令和９年度使用県立高等学校教科用図書の採択結果について（学校教育課）

第39号　令和９年度使用特別支援学校教科用図書の採択結果について（特別支援教育課）

第40号　令和８年度全国高等学校総合体育大会・全国中学校体育大会等の成績について（保健体育課）

第41号　第50回全国高等学校総合文化祭の成績について（社会教育課）

――――――――――――――以上原案のとおり了承

－非公開－

（報告事項）

第42号　県立学校における過剰な苦情や不当な要求等への対応マニュアルについて（学校企画課）

第43号　高等学校等教育改革促進事業の追加公募について（学校企画課）

第44号　部活動の遠征における移動の安全確保について（保健体育課）

――――――――――以上原案のとおり了承

（議決事項）

第14号　令和８年度教育功労者及び教育優良団体表彰について（総務課）

第15号　令和８年度優れた教育活動表彰について（総務課）

――――――――――以上原案のとおり議決

（承認事項）

第１号　教職員の懲戒処分について（総務課）

――――――――――以上原案のとおり承認

（議決事項）

委員の辞職について

――――――――――以上原案のとおり議決

Ⅱ　出席者及び欠席者

１　出席者【全議題出席】
井手教育長　生越委員　黒川委員　植田委員　髙島委員　福島委員

２　欠席者
なし

３　島根県教育委員会会議規則第１４条の規定に基づく出席者

京谷副教育長	全議題	
伊藤教育監	全議題	
野々内教育次長	全議題	
神谷教育次長	公開議題	
幸村教育次長	公開議題	
村上参事	公開議題	
梅木教育センター所長	公開議題	
瀧総務課長	全議題	
澤井　亮	公開議題	
和田教育施設課長	公開議題	
竹﨑学校企画課長	公開議題	報告第42号　報告第43号 報告第44号
和田学校企画課管理監	公開議題	
大庭県立学校改革推進室長	公開議題	
松浦働き方改革推進室長	公開議題	
登城学校教育課長	全議題	
椿義務教育推進室長	公開議題	
伊藤幼児教育推進室長	公開議題	
安食子ども安全支援室長	公開議題	報告第44号
石井教育連携推進課長	公開議題	
八束特別支援教育課長	公開議題	
米原保健体育課長	公開議題	報告第44号
横地社会教育課長	公開議題	
勝部人権同和教育課長	公開議題	
池淵文化財課長	公開議題	
山本世界遺産室長	公開議題	
原田古代文化センター長	公開議題	
安部福利課長	公開議題	

４　島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

樋口総務課課長代理	全議題
奥村総務課課長補佐（人事法令）	全議題
昌子総務課主任主事	全議題

Ⅲ　審議、討論の内容

井手教育長　開会宣言　13 時 30 分

公　開	議決事項	３件
	承認事項	０件
	協議事項	０件
	報告事項	８件
	その他事項	０件
非公開	議決事項	３件
	承認事項	１件
	協議事項	０件
	報告事項	３件
	その他事項	０件
署名委員	生越 委員	

－公　開－

議決第 11 号　令和９年度県立高等学校の入学定員について（学校企画課）

○大庭県立学校改革推進室長　（資料を一括説明）

質問意見なし

―――原案のとおり議決

議決第 12 号　令和８年度教育委員会の点検・評価報告書について（総務課）

○瀧総務課長　（資料を一括説明）

○生越委員　前回の会議で私たち委員が細かい所まで発言させていただいたので、事務局としては耳が痛かったかもしれない。私も子どもの学力の低下や子どもの生活習慣など、保護者として針のむしろに座っているような感じがして、後悔や反省をしたり、今後どうしたらいいのか考えたりしながら、会議に参加させていただいた。

　それぞれの立場から発言したのだが、全ての子どもたち、全ての大人たちにとって、よりよい未来となるように、みんなで知恵を出し合っていく機会であり、時間なのかなと思っている。お話を聞いていただいて、いろいろ教えていただければと思うのでまたよろしくお願いする。

―――原案のとおり議決

議決第 13 号　令和９年度島根県公立学校教育職員人事異動方針等について（学校企画課）

○竹﨑学校企画課長　（資料を一括説明）

質問意見なし

―――原案のとおり議決

報告第 34 号　令和８年度９月補正予算案（９月９日上程分）の概要について（総務課）

○瀧総務課長　（資料を一括説明）

質問意見なし

―――原案のとおり了承

報告第35号　県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について（総務課）

○瀧総務課長　　（資料を一括説明）

質問意見なし

―――原案のとおり了承

報告第36号　こども性暴力防止法施行への対応について（学校企画課）

○竹﨑学校企画課長　（資料を一括説明）

○黒川委員　こども性暴力防止法施行への対応についてということで、こうでなければならないと思っていたものの、資料をみてもどういう仕組みになっていくのか分かりづらいので教えていただきたい。現職者で犯罪の事実が確認された場合、その方はどうなるのか。

○竹﨑学校企画課長　犯罪歴があると確認された場合は、今後性暴力の恐れがある者として、子どもと接する業務から外れるということになる。

○黒川委員　96ページ　２　犯罪事実確認の実施のところで、寮生の生活指導や健康管理など、施設全体の管理を行う責任者は教員だけではないと思う。一般の方や企業にもお願いすることがあると思うが、その方たちももちろん対象になるのか。

○竹﨑学校企画課長　先ほど申し上げたとおり、３つの要件があり、支配性、継続性、閉鎖性に該当する者については、この性犯罪歴確認の対象となるということである。例えば認定対象の事業者についても、それぞれ事業者が国に申請して認定を受けた場合に性犯罪歴の確認を行うわけだが、資料96ページにあるとおり、その場合に職種全体が対象になるのかというのは、日常的に子どもとの指導に関わる者についてはもちろん全員が対象になる。その３つの要件に当てはまるかどうかで、同じ職種であっても対象となる人とならない人が出てくるということである。

○生越委員　犯罪の事実は何に残るのか。例えば教員だったら教員免許のところにこんなことをしたという記載がされるのか。

○竹﨑学校企画課長　教員であれば先ほど申し上げたとおり、令和11年６月まで

に法務省に確認することとしている。こども家庭庁を通じて回答があるので、それについては先ほどの議題で挙げたとおり補正予算を取ったが、システムで管理する。その後５年おきに同じ手続を踏んで性犯罪歴を確認するということになり、そのシステムで管理する。ただ、そのときに個人情報の管理については、国からも厳重に管理するよう言われている。

○生越委員　ということは最初に就職するときに戸籍情報を提出し、こども家庭庁を通して法務省が全員のデータを集めるということか。

○竹﨑学校企画課長　法務省から性犯罪歴がある者として返ってくるのは決まりがある。拘禁刑を過去に受けた者、執行が終わって 20 年を経過しない者、拘禁刑の執行猶予の判決が確定して 10 年、拘禁刑ではなくても罰金刑の執行が終わってから 10 年の範囲内の者が性犯罪歴ありという形で返ってくるということなので、それ以前の性犯罪については性犯罪歴ありとは返ってこないということになる。

○植田委員　こういった制度はとても重要だと思う。ただ、少し難しいので詳しく知りたい。

96 ページ　２　⑵犯罪事実確認の手続というところで、確認を行うのは疑わしい者だけなのか、それとも全員の確認を行うのか教えていただきたい。

○竹﨑学校企画課長　96 ページ　２　⑴対象となる職種に書いてあるが、学校は義務対象である。職種全体が対象となる教員やスクールカウンセラー、部活動指導員などは全員である。なので、島根県教員だけでも 7,000 人以上が 27 か月間の間で 27 分割して、この手続を踏んでいくということになる。

○植田委員　分かった。法務省に照会して返ってきた犯歴なし、犯歴ありの「交付」とあるが、この「交付」というのは、どういうことか。

○竹﨑学校企画課長　その犯歴のある、なしの結果の交付ということである。

○植田委員　「❻訂正請求せず」というのがこども家庭庁に返ってくるとあるが、その矢印のところがよく分からないので教えていただきたい。

○竹﨑学校企画課長　これは国から示された図をそのままお示ししているが、本人に性犯罪歴ありという通知が❺でもしあったときには、例えば本人がそういう記憶がないというか、それは間違っているのではないかという訂正請求を行う権利が与えられる。

それで、この❻❼で示しているとおり、本人が認めて訂正請求をしないという

場合は、改めて犯歴ありという形で事業者、つまり教員であれば教育委員会に示されるということである。
〇植田委員　犯歴ありの交付という意味か。犯歴なしだけではなく犯歴ありの場合も交付があるということか。
〇竹﨑学校企画課長　法務省の管理であるので、基本的に経歴どおりだと思うが、本人にはその訂正請求の権利が与えられるという意味である。
〇植田委員　市町村立学校は、今後どうなっていく予定か分かるか。
〇竹﨑学校企画課長　教員に関しては任命権者が県であるので、市町村立の小中学校についても県教育委員会が事業者になる。市町村任用の非常勤の職員等については市町村教育委員会が同じ手続をする。県立学校の場合も県立学校で任用している非常勤の職員、教員以外も恐らくいると思うが、そういった方については県立学校でこの手続をしていくということになる。市町村や、県立学校にも周知をしていくというところである。
―――原案のとおり了承

報告第 37 号　令和９年度島根県公立高等学校入学者選抜について（学校教育課）
〇登城学校教育課長　（資料を一括説明）
質問意見なし
―――原案のとおり了承

報告第 38 号　令和９年度使用県立高等学校教科用図書の採択結果について（学校教育課）
〇登城学校教育課　（資料を一括説明）
質問意見なし
―――原案のとおり了承

報告第 39 号　令和９年度使用特別支援学校教科用図書の採択結果について（特別支援教育課）
〇八束特別支援教育課長　（資料を一括説明）
質問意見なし

―――原案のとおり了承

報告第 40 号　令和８年度全国高等学校総合体育大会・全国中学校体育大会等の成績について（保健体育課）

○米原保健体育課長　（資料を一括説明）

質問意見なし

―――原案のとおり了承

報告第 41 号　第 50 回全国高等学校総合文化祭の成績について（社会教育課）

○横地社会教育課長　（資料を一括説明）

質問意見なし

―――原案のとおり了承

井手教育長　閉会宣言　16時10分